

○農林水産省令第百二十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）
第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成十七年十二月十六日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 杉浦 正健

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の付表第二十一中、「サミット種、サム種
ステラ種、ドーン種、バークラット種、ピング種
ランバート種及びブレニア種」を削る。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。